

岐阜県公報

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 六一七
- クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課) 六一八
- クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定 (同) 六一八
- 都市計画の変更 (都市政策課) 六一八

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 六一九
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 六一〇
- 岐阜都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 六一一
- 大垣都市計画の図書の縦覧 (同) 六一一

告示

岐阜県告示第五百十三号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	後輩の情交 うずき泣く尻	オーピー映画	オーピー映画
映画	肉体婚活 寝てみて味見	オーピー映画	オーピー映画
映画	癒しの遊女 濡れ舌の蜜	オーピー映画	オーピー映画
映画	性愛婦人 淫夢にまみれて	オーピー映画	オーピー映画
映画	悪魔の毒々ボウリング	ギヤガ	ギヤガ
映画	オガムド ~五感度~	エスピーオー	エスピーオー

2 指定年月日

平成22年9月24日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

第二千八百八十五号
平成二十二年九月二十四日

(金曜日)

岐阜県告示第五百十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるク
リーニング師の研修として、次のとおり指定します。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番一号
- 二 研修の種類
クリーニング師が出席して受講する研修
- 三 研修の科目及び時間数
 - 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
 - 2 洗たく物の受取、保管及び引渡し 一時間（ただし、継続受講者は、四十分）
 - 3 洗たく物の処理 一時間（ただし、継続受講者は、四十分）
 - 4 繊維及び繊維製品 一時間（ただし、継続受講者は、四十分）
- 四 研修の開催年月日、会場の名称及び所在地
 - 1 平成二十二年十月二十二日（金）
飛驒総合庁舎
高山市上岡本町七 四六八
 - 2 平成二十二年十一月十四日（日）
まなびパークたじみ
多治見市豊岡町一 五五
 - 3 平成二十二年十二月十二日（日）
岐阜県民ふれあい会館
岐阜市数田南五 一四 五三
- 五 研修受講料
五千円

岐阜県告示第五百十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定による業務従事
者に対する講習として、次のとおり指定します。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番一号
- 二 講習の種類
通信制で行う講習
- 三 受講申込手続き及び受付期間
 - 1 受講申込手続き
受付方法 郵送又はファクシミリ
申し込み先 岐阜市数田南五丁目十四番十二号 シンクタンク庁舎三階
財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局
ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇一一
 - 2 受付期間
受付開始年月日 平成二十三年一月十一日（火）
受付締切年月日 平成二十三年一月三十一日（月）
レポート提出締切年月日 平成二十三年二月二十八日（月）
- 四 講習会の科目及びレポート課題
 - 1 衛生法規及び公衆衛生
 - 2 洗たく物の受取、保管及び引渡し
 - 3 洗たく物の処理
 - 4 繊維及び繊維製品
- 五 受講対象者
へき地に居住する者、身体障がい者その他知事が認めたる者
- 六 講習受講料
四千五百円

岐阜県告示第五百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画緑地

1号 国営木曾三川公園 各務原緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画緑地

5号 国営木曾三川公園 岐南・笠松緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに岐南町建設課及び笠松町建設水道部建設課

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年八月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はぐくむ

三 代表者の氏名 長谷部 浩一

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市都通四丁目一番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、社会の発展を助けたい志の高いメンバーが集い、より良い人材や団体等をはぐくみ、社会起業家等を送り出すことを通じて、社会全般の発展を目指し、健全な社会の形成と活性化を支援し、広く公益に貢献することを目的とする。加えて、こうした人材は、幼少の頃から教育・育成を要することに鑑み、子育て支援を併せて行い、より効果的な事業を目指すものである。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人良縁を結ぶ会

三 代表者の氏名 早野 武平

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鵜沼朝日町一丁目二七〇番地八
 五 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の男女利用会員に対して少子化、晩婚化、未婚の解消に努め活力ある街づくりにより寄与し、併せていじめ対策や子育てのセミナー等を開催し、社会問題を解決する事業を行い、社会貢献に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年九月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十二年九月十三日
- 二 届出者の氏名又は名称
美濃小売商業開発協同組合
株式会社カネスエ・あすワン
- 三 建物の名称及び所在地
サビーショッピングセンター
美濃市松森上竹下二〇〇番地一 外
- 四 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）K G イメージング株式会社 杉山 善広
 （変更後）平岩 弘光

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年九月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十二年九月十三日
- 二 届出者の氏名又は名称
美濃小売商業開発協同組合
株式会社カネスエ・あすワン
- 三 建物の名称及び所在地
サビーショッピングセンター
美濃市松森上竹下二〇〇番地一 外
- 四 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前十時から午後九時まで
（ただし年間六十日は午前九時から午後十時まで）
（変更後）午前八時から午後十時まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前八時三〇分から午後九時三〇分まで

(ただし年間六十日は午前八時三〇分から午後十時三〇分まで)
(変更後) 午前七時三〇分から午後十時三〇分まで

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画第一種市街地再開発事業

岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画第一種市街地再開発事業

柳ヶ瀬通北地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画下水道

岐阜市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画高度利用地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

